

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護 多機能ホーム橙 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人湖成会が開設する「多機能ホーム橙」(以下、「事業者」という。)が行う指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症により自立した生活が困難になった要支援および要介護状態にある利用者(以下「利用者」という。)に対し、家庭的な環境の下で、事業所の従業者等(以下、「従業者」という。)が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、尊厳のある生活を営むことができるようことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供にあたっては、利用者が可能なかぎり共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した生活を営むことができるよう、心身の特性や希望を踏まえて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のお世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう努める。

2 事業の実施にあたっては、利用者が要介護または要支援状態の軽減、若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。また、利用者および家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 多機能ホーム橙…(介護予防)認知症対応型共同生活介護
- (2) 所在地 静岡県富士市中丸390-1

(事業所の職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(併設事業所管理者と兼務)

管理者は、業務の管理及び従業者等の管理を一元的に行う。

- (2) 計画作成担当者 1名(常勤介護職と兼務)

計画作成担当者は、利用者および家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、認知症対応型共同生活介護計画および介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下、「認知症対応型共同生活介護計画」、という。)の作成、

地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

- (3) 看護師 1名(常勤1名または病院や訪問看護事業所との連携)

看護師は、利用者の日々の体調、健康管理を行うとともに、関係医療機関との連絡・調整を行う。

- (4) 介護職員 6名以上(常勤専従5名以上、常勤兼務1名以上)

介護従事者は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者に対し必要な介護および支援を行う。

2 前項に定めるものその他、必要がある場合は、職員を増員することができる。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は9人とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員を超えて入居することはできない。

2 事業所の利用対象者は、富士市に住所を有する者とする。

(指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 認知症対応型共同生活介護計画の作成
- ② 日常生活の援助
- ③ 健康チェック
- ④ 機能訓練
- ⑤ 食事支援
- ⑥ 入浴支援
- ⑦ 排泄支援
- ⑧ 着替え等の介助
- ⑨ 生活相談
- ⑩ 要介護(支援)認定の申請に関わる援助
- ⑪ その他、日常生活に必要な介護

(介護予防認知症対応型共同生活介護計画および認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第7条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協働の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等の記載した認知症対応型共同生活介護計画書を個別に作成する。

- 2 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、その内容について 利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得る。
- 4 認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者又はその家族に

交付する。

- 5 利用者に対し、認知症対応型共同生活介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 6 認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、常に(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。
- 7 認知症対応型共同生活介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

(指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用料)

第8条 事業者が提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている負担割合の額とする。なお、その他の場合は、法令の定めるところによる。但し、次に掲げる項目については、重要事項説明書に記載のとおり支払いを受ける。

- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 宿泊に要する費用
 - (3) 光熱水費に要する費用
 - (4) おむつの提供に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適當と認められる費用
- 2 前項の利用者の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した利用書を交付する。
 - 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。
 - 4 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供の開始の際に、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用に関し事前に文書で説明した上で、同意を得るものとする。また、併せて支払いに同意する旨の文書に、署名(記名押印)を受けることとする。

(利用料の変更等)

第9条 事業者は、介護保険法関係法令の改正並びに経済状況の著しい変化、その他のやむを得ない事由がある場合は、前条に既定する利用料を変更できるものとする。

- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得る。

(事業の実施地域)

第10条 事業の実施地域は次のとおりとする。

(1) 富士市全域

(入退居にあたっての事前の留意事項)

第11条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援および要介護状態であり且つ認知症と診断された者で、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。但し、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合
 - (2) 認知症に伴う著しい異常行動がある場合
 - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合
 - (4) 常時の医療行為が必要とされる状態にある場合
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者である等、入居申込者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退居に際しては、利用者及び利用者の家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業所への情報提供及び保健医療機関又は福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者が、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護のサービスを受ける場合は、利用者ならびにその家族は、次のことに留意しなければならない。

- (1) 気分が悪くなった場合は速やかに申し出ること。
- (2) 施設の設備・備品を使用する際は、従業者へ相談すること。
- (3) 外出・外泊は、必ず事前に従業者へ申し出ること。
- (4) 飲酒・喫煙については、必ず事前に従業者へ相談すること。
- (5) 火気の取り扱いは、禁止とすること。
- (6) 所持品・備品等の持ち込みは、必ず事前に従業者へ相談すること。
- (7) 金銭・備品の管理は、必ず事前に従業者へ相談すること。
- (8) 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は、禁止とする。
- (9) ペットの持ち込みは、原則禁止とする。
- (10) 他の利用者への迷惑行為は、禁止とする。
- (11) その他、事業所のルールを守り、利用者相互の親睦に努めること。

(掲示)

第13条 事業所は、事業所内の見やすい場所に、運営規程、職員一覧、その他利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書等を掲示する。

(緊急時等における対応方法)

第14条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかつた場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(事故発生時における対応方法と損害賠償)

第15条 利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の家族や市町村等に連絡するとともに、前条の必要な措置を講じる。その他、「社会福祉法人湖成会介護事故防止・対応マニュアル」に則り、迅速に対応する。

- 2 前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録する。また、事故の原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
- 3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所又は従業者の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。
- 4 事業者は、前項の損害賠償に備え、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第16条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者を定め、年3回以上の避難救出その他必要な訓練を実施する。

(苦情処理)

第17条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じる。

- 2 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
- 4 事業者は、苦情に関し当該市町村からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を実施する。

- 5 事業者は、提供した指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を実施する。

(個人情報の保護)

第18条 事業者は、利用者の個人情報について「社会福祉法人湖成会個人情報保護規程」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は家族の了解を得る。

(秘密の保持)

第19条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(身体的拘束等の禁止)

第20条 事業者は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)の適正化の措置をはかるため以下の必要な措置を講じる。

- (1) 事業者は、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため、緊急でやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない
- (2) 身体拘束等の適正化を図るための委員会を定期的(3ヵ月に1回以上)に開催するとともにその結果について従業者に周知を図る事。
- (3) 従業者の知識、技術の向上のため研修などを定期的(年2回以上)に実施する
- (4) 身体拘束等適正化の指針について整備し、定期的(年1回以上)の見直しを行う

(利用者の権利)

第21条 事業者は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用者に関して、以下の権利を守る。

- (1) 独自の生活歴を有する個人として尊重し、プライバシーを保つ
- (2) 生活やサービスにおいて十分な情報を提供し、個人の主体的な決定を尊重する
- (3) 安心感と自信をもてるように配慮し、安全と衛生が保たれた環境を保障する
- (4) 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援し、必要に応じて適切な介護を継続的に行う
- (5) 必要に応じて適切な医療を受けることを援助する
- (6) 家族や大切な人との通信や交流を援助する
- (7) 地域社会の一員として生活・選挙その他一般市民としての行為を保障する
- (8) 生活やサービスについて苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者の支援が受けられる

(高齢者虐待防止)

第22条 事業者は、利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、以下の必要な措置を講ずる。

- (1) 従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上のために研修等を定期的(年2回以上)に実施する
- (2) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整備し、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努める
- (3) 虐待等の発見時における、行政および関係機関への通報
- (4) 事業者は、虐待防止の対策を検討する委員会を定期的(3ヵ月に1回以上)に開催するとともに、その結果について従業者に周知を図る事
- (5) 事業者は、虐待防止のための指針を整備し、定期的(年1回以上)の見直しを行う。

(衛生管理)

第23条 事業者は、利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医療品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求める。
- 3 事業所は、従業者に対し感染症等に関する知識の習得を講じる。

(地域との連携等)

第24条 事業所は、事業の運営にあたっては、地域住民との連携および交流に努め、地域に対し出来得る協力をを行い、地域の中で地域と共に発展していくことを目指す。

- 2 事業所は、利用者が地域住民と交流が図れるよう、地域における活動への参加の機会の提供若しくは地域で活動する諸団体等との関わりにより、利用者の多様な活動に確保に努める。

(運営推進会議)

第25条 事業所の行う指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市又は地域包括支援センター職員及び(介護予防)認知症対応型共同生活介護についての知見を有する者とする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議では、事業所の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会とする。

(協力医療機関等)

第26条 事業者は、入院や治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関及び協力歯科医療機関を定める。

(従業員の資質向上等)

第27条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるような勤務体制を構築する。

2 事業者は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を、定期的・継続的に設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 研修計画に沿って開催
- (3) 委員会・勉強会の開催 隨時

(記録の整備)

第28条 事業所は、利用者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる記録を整備する。

- (1) (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画書
- (2) 提供したサービスの内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して採った処置の記録
- (6) 運営推進会議の内容に係る記録
- (7) その他管理者が必要と認めたもの

2 事業者は、従業者、設備・備品および会計に関する諸記録を整備する。

3 前項の記録は、その完結の日から2年間保管するものとする。

(その他)

第29条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人湖成会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月1日から改訂する。
この規程は、平成27年 4月1日から改訂する。
この規程は、平成27年 8月1日から改訂する。
この規程は、令和 4年10月1日から改訂する。
この規程は、令和 5年7月1日から改訂する。
この規程は、令和 6年2月10日から改訂する。